

令和8年度

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

申請の手引

問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局

■お電話の方はこちら
075-275-7263

■メールの方はこちら
zero-carbon-kyoto@bsec.jp

受付時間 平日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時30分

株式会社JTB 京都支店 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル 7階

申請書類提出先

■提出先はこちら

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛

zero-carbon-kyoto@bsec.jp ※申請はメールでの受付のみとなります。

令和8年6月9日

第2版

更新履歴

更新日	主な更新内容
2026年6月9日	・ P.34 に 7(7)銀行口座についての留意事項を追記しました。

目次

1	はじめに	4
(1)	申請の手引について	4
2	昨年度からの変更点	5
3	補助金の概要について	7
(1)	補助事業名	7
(2)	問合せ・申請受付窓口	7
(3)	申請受付期間（交付申請・事業開始承認申請）	7
(4)	補助対象事業の実施期間	7
(5)	補助対象者	8
(6)	補助金の額	9
(7)	代理受領制度について	9
4	補助対象事業	11
(1)	対象地域となる群又はエリア等	11
(2)	補助対象事業及び補助対象設備	11
(3)	補助対象事業の要件	12
(4)	補助対象設備ごとの補助要件	13
(1)	補助対象経費	21
(2)	補助対象外経費の例	24
6	申請の流れ	25
(1)	一般的な補助金申請の流れ（単年度事業※）	25
(2)	一般的な補助金申請の流れ（複数年度事業※）	26
(3)	手続きの留意事項	27
(4)	提出期限（一部再掲）	30
(5)	その他の手続	30
7	その他留意事項について	33
(1)	工事の法律・条例上の注意事項について	33
(2)	工事にあたって、関係者への確認について	33
(3)	補助金の併用について	33
(4)	京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて	33
(5)	取得財産等の処分について	34
(6)	アンケートについて	34
(7)	銀行口座について	34
8	提出書類と確認事項	35
(1)	交付申請時	35
(2)	実績報告時	41
(4)	事業開始承認申請時	45
(5)	その他の手続	48

1 はじめに

京都市では、全国に先駆けて 2050 年 CO2 排出量正味ゼロを宣言し、市民・事業者の皆様とともに、オール京都で脱炭素社会の実現に挑戦しており、令和 4 年 11 月 1 日に、国が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）における再生可能エネルギーの導入等の脱炭素化を推進することを目的として、京都市脱炭素先行地域づくり事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付を実施します。

◆脱炭素先行地域とは？

「脱炭素先行地域」とは、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて国が進める取組の一つで、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現していく地域です。

(1) 申請の手引について

本手引は、「令和 8 年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金」（以下「本補助金」という。）の交付に関し、「[京都市補助金等の交付等に関する条例](#)」、「[京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則](#)」及び「[京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱](#)」に定めるもののほか必要な事項を定めることに加え、本補助金を利用する方に手続方法や申請書類の作成方法を把握いただく手助けをするものです。

補助金の申請に当たっては、必ず、「本手引」や「書類作成の手引き」、「よくあるご質問」をよくお読みいただいたうえで手続を行ってください。

2 昨年度からの変更点

補助金の申請窓口や交付に係る要件等について、令和7年度から令和8年度にかけて以下ア～ウのとおり制度変更を行いました。特に、昨年度本補助金の代行申請を行った事業者の皆様は必ず以下の変更点をご確認のうえ申請を行ってください。

ア 代理受領制度について

京都市から受け取る補助金を、申請者に代わって、工事や設備の設置を行った事業者（販売店や工務店など）に直接支払うことができる制度です。この手続きを行うことにより、申請者は工事費等と補助金の差額分（自己負担分）のみ用意すればよくなり、初期費用の負担が軽減されます。詳細は本手引の P9-10 をご確認ください。

イ CO2削減効果（CO2 排出削減量）の算定について

CO2削減量計算書について、補助対象設備（高効率空調機器、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）を新設する場合や、更新前の設備の性能が不明である場合のCO2排出削減量の算定に用いる、補助対象設備の比較対象となるベースライン（基準値）を更新しました。昨年度補助対象となっていた設備であっても補助対象外となる可能性がありますので、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」に掲載している「申請様式（交付申請用）」に付随の、各設備の最新のCO2排出削減量計算書を活用し、導入設備を決定する前に変更後の算定方法でCO2削減効果があることをご確認ください。

※ベースライン（基準値）は、比較対象となる従前の設備が存在しない場合、代表的なメーカー（原則3社以上）の現在販売されている機器・システムのカタログ値（効率の高い値）の平均値。

ウ 補助対象経費の一部適用拡大について

補助対象設備を更新する場合の更新前設備の撤去費、補助対象設備の設置工事における養生費を補助対象経費として計上することができるようになりました。

設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。

したがって、単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。

エ 変更承認申請の対象範囲について

変更承認申請の対象範囲を一部見直し、交付予定額の増減を伴う変更に加え、補助対象設備の数量の増減を伴う変更がある場合も、申請手続きが必要になりました。それ以外の軽微な変更については、昨年度同様、実績報告書（第15号様式）にその内容を記載のうえ、変更に係る関係資料をご提出ください。

オ 別紙4 電力需要計算書の根拠資料について

別紙4 電力需要計算書について、根拠資料の提出が不要になりました。電気料金の請求書、検針票、電力会社の契約者専用ウェブサイトの該当ページ等をお手元にご用意のうえ、申請日の直近1年分の電気の使用量を記載ください。

カ 文化遺産の誓約事項の追加について

寺社等の文化遺産の多くは、地域コミュニティの拠点であることから、本事業において再エネや省エネに関する設備を導入いただいた皆様と協力し、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等に寄与することを目指しています。本年度より、そうした取組を更に推進すべく、「地域コミュニティの活性化」又は「地域防災力の向上」に向けた取組の実施にご協力いただくことを誓約事項に追加しました。併せて、実施済み又は実施予定の取組があればその内容を記載ください。

3 補助金の概要について

(1) 補助事業名

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

(2) 問合せ・申請受付窓口

(ア) 問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社JTB 京都支店）

受付：平日※ 午前9時30分～午後5時30分 ※祝日、年末年始を除く

住所：京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル7階

電話番号：075-275-7263

電子メール：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

(イ) 申請書類提出先

宛先：京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛

電子メール：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

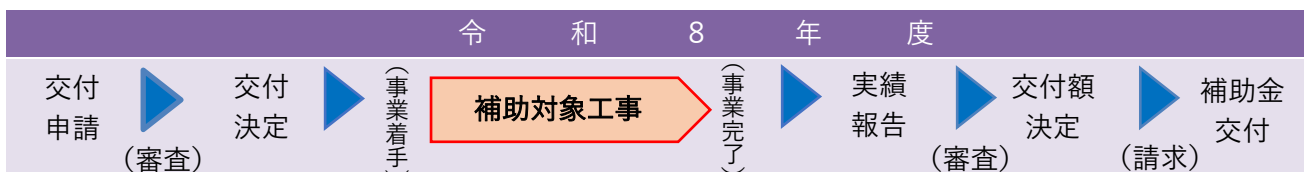
提出方法：電子メールのみ

(3) 申請受付期間（交付申請・事業開始承認申請）

令和8年5月1日（金）から同年11月30日（月）まで

※ 申請総額が当該年度の「(5)補助対象者」ごとの予算上限額に達した時点で、受付を終了します。

(4) 補助対象事業の実施期間



ア 補助対象事業の実施期間（事業着手～事業完了）の考え方

事業着手：相手方（補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者）との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。

事業完了：工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

イ 提出期限

実績報告：補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は
令和9年2月12日（金）のいずれか早い期日

補助金の請求：補助金交付額決定通知書（第16号様式）を
受け取った日から14日以内

(5) 補助対象者

環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）において市計画に基づく取組を行う以下のア～オの方が本補助金の補助対象者です。

なお、補助金は、申請者以外の名義の口座には原則お振込みできませんのでご注意ください。

申請者＝契約者＝領収書及び保証書の宛名＝振込口座名義人

※ 補助金を、工事や設備の設置を行った事業者（販売店や工務店など）に直接支払うことができる代理受領制度については、P9-10 をご確認ください。

ア 文化遺産群において補助対象事業を実施する者のうち、以下のいずれかに該当する施設を所有又は管理する個人又は法人

(ア) 神社、寺院その他これらに類する施設又はこれに関連する施設

(イ) 文化遺産又はこれに関連する施設

イ 商店街エリアにおいて補助対象事業を実施する者のうち、以下のいずれかに該当する者

(ア) 商店街振興組合

(イ) 商店街振興組合に加盟する個人又は法人

(ウ) ア及びイが入居する建築物の所有者

ウ 以下の住宅群・エリアにおいて補助対象事業を実施する個人又は法人

(ア) 三宅市営住宅跡地エリア

(イ) 伏見工業高等学校等跡地エリア

エ グリーン人材育成拠点群において補助対象事業を実施する法人

オ その他対象地域において補助対象事業を実施する法人

※ 「市計画」の概要はこちら↓

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000305/305694/gaiyou.pdf>

※ 「市計画」はこちら↓

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000305/305694/01_keikakusyo.pdf

※ 対象地域となる「群」や「エリア」の考え方については、本手引の P11-12 をご参照ください。

また、上記にかかわらず、以下の(1)～(11)に該当する方には本補助金を交付できませんので、該当する項目がないか申請前にご確認ください。

(1) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者

(2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (8) (2)から(6)まで((7)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、市長が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営む者
- (10) 公序良俗に反する活動を行う者、その他市長が適当でないと認める者
- (11) 国又は地方公共団体等

(6) 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の2/3以内です。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

ただし、商店街エリアで取組を実施する者のうち、「商店街振興組合に加盟する個人又は法人」、「商店街振興組合に加盟する個人又は法人が入居する建築物の所有者」及び「商店街振興組合が入居する建築物の所有者」が申請する場合については、補助対象設備を導入する店舗又は事業者当たり300万円を補助金の上限額とします。

(7) 代理受領制度について

本事業において、申請者との業務委託契約又は工事請負契約により事業を実施した方(事業実施者)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができます。この手続きを行うことにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、初期費用の負担が軽減されます。

代理受領制度の利用を希望する場合、同制度を利用することについて必ず申請者と事業実施者双方で合意のうえ、下記の通り手続きを進めてください。

(1) 申請方法

原則として、補助金の申請手続きと同時に届出をしてください。(第22号様式「代理受領事前届出書」)遅くとも「実績報告書」を提出する2週間前までには手続きが必要です。

(2) 手続きの流れ

1. 「代理受領事前届出書」を提出してください。
2. 承認後、「代理受領事前届出確認通知書」にて申請者、事業実施者に通知いたします。

(3) 代理受領を取下げの場合

1. 届出確認通知後に、代理受領を取り下げたい場合は、「代理受領事前届出取下届(第24号様式)」を提出してください。
2. 補助金の申請そのものを取り下げたり、工事を中止したりした場合は、自動的に代理受領も取り下げられたことになります。

(4) 届け出た内容に変更があった場合

1. 届出確認通知後に、申請内容に変更があった場合は、すみやかに「代理受領変更届(第25号様式)」を提出してください。
2. 承認後、「代理受領事前届出変更通知書」にて通知いたします。

(5) 委任状の提出

実績報告を提出し、交付額決定通知を受けた後、請求する際に「代理受領に係る委任状」を提出して下さい。この委任状をもって、補助金を直接事業実施者へ支払います。

4 補助対象事業

(1) 対象地域となる群又はエリア等

補助対象事業の実施場所は、以下の群又はエリア等に限ります。

ア 文化遺産群：市内各所の文化遺産

イ 商店街エリア：伏見大手筋商店街、納屋町商店街、竜馬通り商店街

ウ 住宅群・エリア：三宅市営住宅跡地エリア、伏見工業高等学校等跡地エリア

エ グリーン人材育成拠点群：

龍谷大学深草キャンパス、立命館大学市内キャンパス、京エコロジーセンター、京都産業大学市内キャンパス、京都女子大学市内キャンパス

オ その他市計画の対象地域

(2) 補助対象事業及び補助対象設備

対象地域ごとの補助対象事業及び補助対象設備は、以下に掲げる表のとおりです。

表1 対象地域ごとの補助対象事業と補助対象設備

対象地域	補助対象事業	補助対象設備
文化遺産群	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	高効率空調機器
高効率照明機器		
商店街エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	高効率空調機器
		高機能換気設備
		高効率照明機器
		高効率給湯機器
	コージェネレーションシステム	
三宅市営住宅跡地エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	ZEH、ZEH+
伏見工業高等学校等跡地エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
		エネルギーマネジメントシステム
	充放電設備	

	省CO2等設備整備	ZEH+、ZEH-M
		高効率空調機器
		高機能換気設備
		高効率照明機器
		高効率給湯機器
		コージェネレーションシステム
	効果促進事業	
グリーン人材育成拠点群	再エネ設備整備	太陽光発電設備
その他	効果促進事業	

(3) 補助対象事業の要件

事業実施期間（事業着手～事業完了）が、令和8年4月9日（水）から令和9年2月12日（金）までに該当し、かつ、以下ア～ケのすべての要件を満たす事業が補助対象事業です。

- ア 4(1)の対象地域において実施するものであること。
- イ 4(2)に該当する事業のうち市計画に定める事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備の導入等であること。
- オ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- カ 補助対象設備ごとの処分制限期間を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- キ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- ク 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- ケ 補助対象設備を導入する建築物（ただし、第4条第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。）又は補助対象となる建築物の使用電力（補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を含む。以下同じ。）を、再エネ100%電力にし、また、2030年度末まで継続すること。

(4) 補助対象設備ごとの補助要件

補助対象設備ごとの補助要件は、以下に掲げる表のとおりです。

表2 補助対象設備ごとの補助要件

補助対象設備	補助要件
太陽光発電設備	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の (a) ～ (l) をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適</p>

切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

e PPA の場合、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

g 次の (a) ~ (c) のいずれかを満たすこと。

(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c) に準じること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。（※1））に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a) 及び (b) の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。

※2 発電量の 30%以内とする。

【リプレースの場合（※）： h を満たすこと】

h 次の(a)~(d)のすべてを満たすこと。

(a) リプレース後に発電容量が増加するなど、再エネ導入において CO2 削減効果に追加性があること。

(b) リプレース前の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること。

(c) リプレース前の設備において、FIT 認定を受けている場所でないこと（卒 FIT でないこと）。

(d) リプレース前に使用していた架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を十分に行うこと。

※ 既存設備の取外し・処分費用等を交付対象として設備更新する場合

蓄電池

【共通】

- a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh以上）：eを満たすこと】

- e 京都市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh未満）：f～kの全てを満たすこと】

f 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

g 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】

「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

	<p>(e) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>h 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>k 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
エネルギーマネジメントシステム	<p>a 地中化のための設備も交付対象とする。</p> <p>b 次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと。 (a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。</p>
充放電設備	<p>a 原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。</p> <p>b 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄であること。</p>
Z E H Z E H +	<p>【共通】</p> <p>a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。</p> <p>b 交付対象は、事業実施主体（新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+ を満たすこと）。</p> <p>c ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>d ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。</p>

- (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 区分 1～2：0.40 以下、区分 3：0.50 以下、区分 4～7：0.60 以下、区分 8：なし）
- (b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。（※ 1）
- (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、本事業の太陽光発電設備の導入基準に則ることとする。）
- (d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。（※ 1※ 2）
- e 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。
- 【ZEH+のみ：f～h の全てを満たすこと】**
- f 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。（※ 1）
- g 次の (a) ～ (c) のうち 2 つ以上を選択し導入すること [ZEH+の選択要件]。
- (a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分区分 1～2：0.30 以下、区分 3～5：0.40 以下、区分 6～7：0.50 以下）
- (b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
- (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。（※ 3）
- ※ 1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。
- ※ 2 再エネ等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。
- ※ 3 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。
- 【直交集成板（CLT）を導入する場合：i・j を満たすこと】**
- i 交付対象となる CLT は、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。
- (a) 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。
- (b) 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が 0.1 m³/m²以上であること。

	<p>(c) 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。</p> <p>j 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。（注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象とならない。</p>
ZEH-M	<p>a 再エネ発電設備を導入する場合、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、本表太陽光発電設備の規定によることとする。</p> <p>b ZEH-M 設計ガイドライン作成及び普及に向けた施策のため、対象建築物となる ZEH-M に資する設計情報を開示することについて承諾していること。</p> <p>c 対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録できること。</p> <p>d 分譲集合住宅においては、住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、各々又は共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるようにすること。賃貸集合住宅においては、計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。</p> <p>e 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第 27 条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及び ZEH-M マークを原則として明示すること。</p> <p>f 事業実施主体は、交付事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。</p> <p>g 専有部及び共用部における交付対象設備は以下のとおりとする。 【専有部】 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、コージェネレーションシステム、照明設備、エネルギー計測表示装置（HEMS） 【共用部】 空調設備、換気設備、照明設備、マンションエネルギー管理システム（MEMS）、蓄電システム</p> <p>h ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>i 事業実施主体は日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等であって、高層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。（※ 1）</p> <p>j 住宅用途部分が 6 層以上 20 層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。</p> <p>k 集合住宅の ZEH の定義における ZEH-M Oriented 以上を達成すること。</p> <p>l 省エネルギー性能表示により、交付対象建築物について、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented 等の省エネルギー性能評価の認証を取得すること（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする。）。（※ 2）</p> <p>※ 1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。</p> <p>※ 2 改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の申請区分での申請のみ可とする。</p>

	<p>【直交集成板（CLT）を導入する場合：m・nを満たすこと】</p> <p>m 交付対象となる CLT は、次の (a) ～ (c) の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(a) 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。</p> <p>(b) 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が 0.1 m³/m²以上であること。</p> <p>(c) 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。</p> <p>n 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。（注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。</p>
<p>高効率空調機器 高機能換気設備 高効率照明機器 高効率給湯機器 コージェネレーションシステム</p>	<p>【共通】</p> <p>a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。</p> <p>【高効率空調機器：b を満たすこと】</p> <p>b 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。</p> <p>【高機能換気設備：c を満たすこと】</p> <p>c 平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。</p> <p>(a) 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。</p> <p>(b) 必要換気量（1 人あたり毎時 30 m³以上※）を確保すること。</p> <p>(c) 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること。</p> <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p> <p>【高効率照明機器：d を満たすこと】</p> <p>d 調光制御機能を有する LED に限る。 調光制御機能を有する LED とは、次の①～③のいずれかの機能を有する LED のことを指す。</p> <p>①スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能</p> <p>②明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する</p>

	<p>③在不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する</p> <p>【高効率給湯機器：e を満たすこと】 e 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。</p> <p>【コージェネレーションシステム：f を満たすこと】 f 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
効果促進事業	<p>a CO2 排出削減に向けた設備導入事業と一体となって、その効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要な事業等（次の（a）～（d）に掲げるものを除く。）。</p> <p>（a） 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等。</p> <p>（b） この効果促進事業による定量的な CO2 の削減効果が確認できないもの。</p> <p>（c） ランニングコストに充当するもの。</p> <p>（d） 基本構想の策定に該当するもの。</p>

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象設備ごとの補助対象経費は、以下に掲げる表のとおりです。

表3 再エネ設備整備（太陽光発電設備）、基盤インフラ整備（蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、充放電設備）、省CO2等設備整備（ZEH、ZEH+、ZEH-M、高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

表4 効果促進事業

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		効果促進事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		効果促進事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
直接費	業務費	謝礼金	効果促進事業を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他効果促進事業の実施に必要な謝金
		旅費	効果促進事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	効果促進事業に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う会議費。
		備品費	効果促進事業に直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。
		消耗品費	効果促進事業に直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	効果促進事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
		賃金	効果促進事業に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	効果促進事業に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	効果促進事業に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	効果促進事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		委託料	効果促進事業の全部又は一部を他者へ委託するために必要な経費（表4に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。）

(2) 補助対象外経費の例

以下の経費については補助対象外経費です。

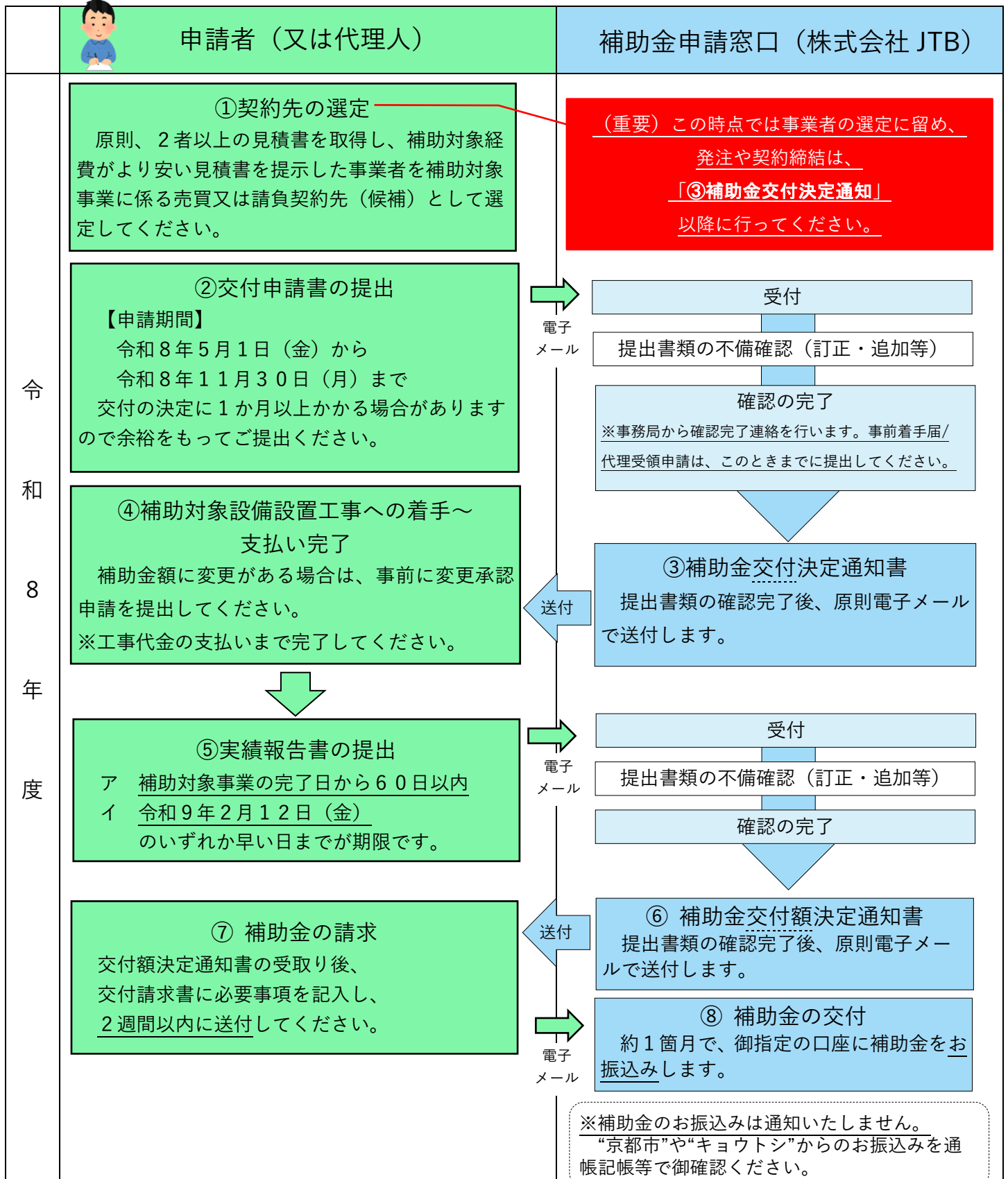
- ・ 補助金の交付決定が行われる前に発生した経費
- ・ 本補助金の申請手続きに係る費用(申請手続きの委託費や手数料)
- ・ 設備を設置するために行う建物の建築や基礎工事
- ・ 設備設置等にあたり必要な建築物の躯体に関する工事費
- ・ サイディング等の外壁材改修、外壁塗装、屋根葺替、屋根塗装、遮熱シート、防水工事、クロス、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材等に係る費用
- ・ 単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業における費用※
- ・ 清掃費
- ・ 鉄くず等の有価物の処分利益、家電リサイクル法のリサイクル料金
- ・ アスベストの調査費用
- ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- ・ 導入した設備の保守管理や維持管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））
- ・ 電力会社や所轄行政機関等への申請・届出・登録に係る費用
- ・ 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
- ・ ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備

※設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り交付対象となり、新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用のみが対象となります。

6 申請の流れ

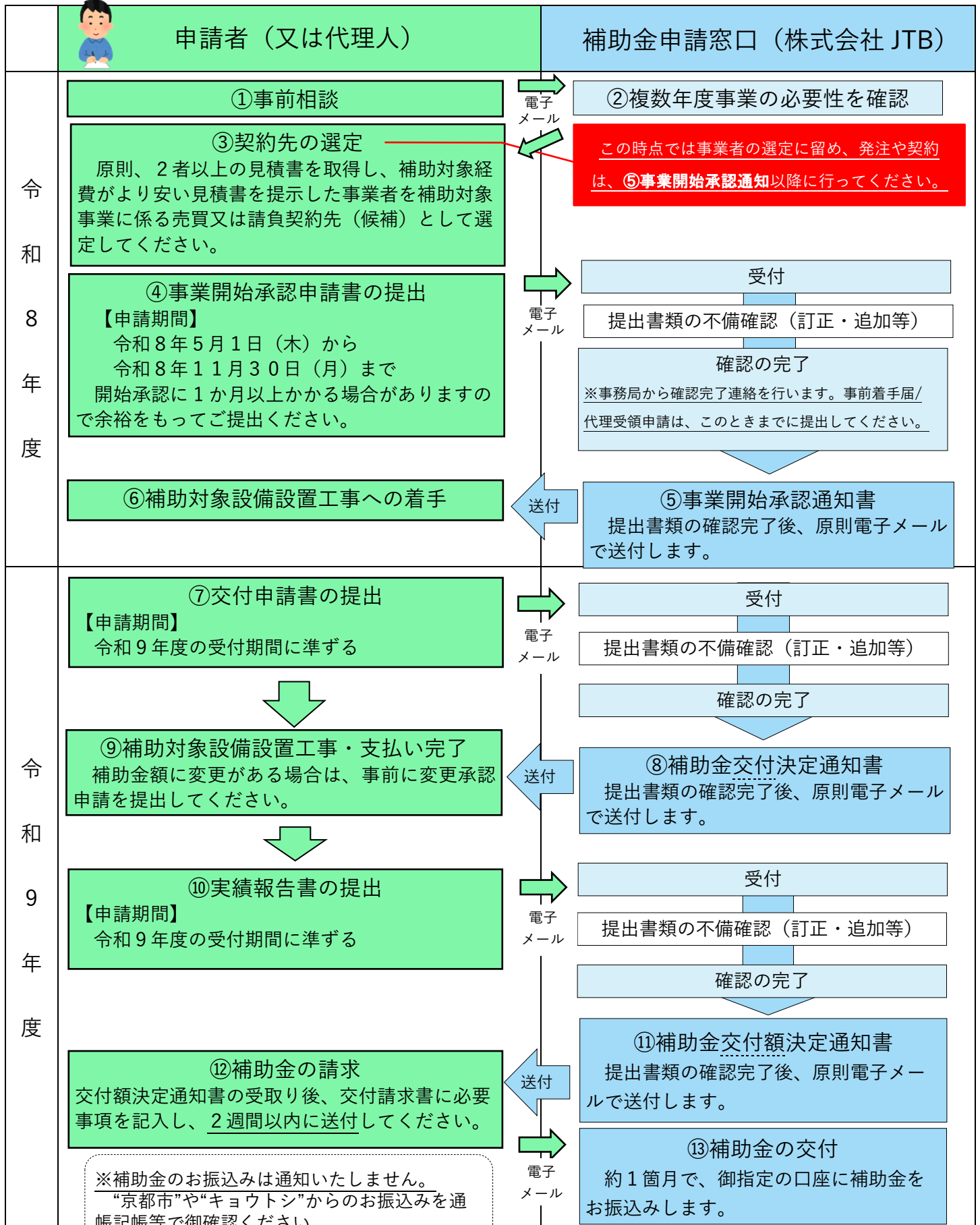
(1) 一般的な補助金申請の流れ（単年度事業※）

※ 令和8年度に事業着手（＝契約又は工事着工のいずれか早い方）し、令和9年2月12日までに実績報告が完了する場合



(2) 一般的な補助金申請の流れ（複数年度事業※）

※ あらかじめ市長が申請の必要を認める場合で、令和8年度に事業着手（＝契約又は工事着工のいずれか早い方）し、令和9年度の申請期間までに実績報告が完了する場合



(3) 手続きの留意事項

補助金の申請に当たり、以下のア～オの点にご留意ください。

ア 主な内容について

補助金を受けるには、「交付申請」・「実績報告」・「補助金請求」の手続が必要です。

- ・ 申請書類等の提出は、補助金事務局宛に原則電子メールで行ってください。
- ・ 受付期間内に交付申請を行ってください。受付・審査後、交付決定通知書を送付します。
- ・ 補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません（この場合も補助要件をすべて満たす必要があります）。
 - ① 申請者が居住・所有する住宅の場合で、令和8年4月9日から令和8年4月30日までに事業着手したとき
 - ② やむを得ない事由により、交付決定通知前に事業を実施しようとする場合において、交付申請時に京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届（第2号様式）を京都市に提出し、受理されたとき
 - ※ 事前着手届提出時には、交付申請時の必要書類がすべて揃っている必要があります。
 - ※ 事業着手の理由によっては、受理できない場合があります。
- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。（軽微な変更を除く。）
- ・ 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ CO2削減効果について

補助対象事業の実施に伴いCO2削減効果があることを申請書類上でお示しいただく必要があります。CO2削減効果が見込めない事業は補助対象外となりますので、導入設備の選定に当たっては、予めCO2削減効果を見込むことができるかどうかご確認のうえ導入設備を決定してください。

ウ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※ 「補助対象経費」については、本手引のP21-23をご参照ください。

※ 補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上（選定しない方の事業者が作成したものを含む。）から取得する必要があります。ただし、「太陽光発電設備」と「蓄電池」については、その性質上不可分である（一部の工事とみなせる）ことから、同時設置する場合に限り、補助対象設備ごとではなく、両設備の補助対象経費の合計額が安い方の見積書を採用してもよいこととします。

※ 見積書の取得に当たっては、宛名（申請者の氏名又は法人名称）、発行日（交付申請前の日付）、施工場所所在地、経費の内訳が明記された見積書を事業者から取得してください。また、補助対象経費について、見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助対象経費に含めた費用を示す書類を添付するほか、見積書の値引き額や調整費について、見積書のどの項目から減額されているか不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。

- ・ ただし、ZEH、ZEH+については、一般の競争に付すことが困難又は不適當であることから、2者以上の見積書取得を不要とします。
- ・ また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付すことが困難又は不適當であると京都市が認める場合^{※1}については、随意契約^{※2}を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合は、交付申請前に窓口までご相談ください。

※1 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。下記等が該当します。

- ・ 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要がある場合
- ・ その他一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合

※2 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと

エ 再エネ 100%電力への切り替えについて

本補助金を利用される場合は、原則、実績報告書の提出までに、補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力[※]にし、また、2030年度末まで継続することが本補助金の交付要件です。

※ 商店街エリアの場合は、店舗又は事業所単位での切替えでも可とします。

※ 補助対象設備となる高効率照明機器が「街灯」であるなど、建築物以外に設備を設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を指します。

※ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力のことをいいます。再エネ発電設備を設置していない場合は、小売電気事業者が販売する再エネ電力メニューを契約したりすることで、建築物で使用する電力を再エネ100%電力に切り替えることができます。以下ウェブサイト京都市と連携している小売電気事業者の再エネ100%電気プランを紹介しています。

<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/>

オ 写真の撮影について

補助金のご利用にあたっては、補助対象設備ごとに定められた写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め以下の表をご確認いただき、必要な写真をご撮影ください。

表5 写真撮影の要否

補助対象設備	導入前/既設設備銘板	導入前/既設設備外観	導入設備銘板※1	導入設備外観	導入建物の全景
太陽光発電設備	△	○	○	○	○
蓄電池	△	○	○	○	○
エネルギーマネジメントシステム	—	—	○	○	○
充放電設備	—	—	○	○	○
ZEH・ZEH+	—	—	○※2	○	○※3
ZEH-M	—	—	○※2	○	○※3
高効率空調機器	△	○※4	○	○	○
高機能換気設備	△	○※4	○	○	○
高効率照明機器	△	○※4	○	○	○
高効率給湯機器	△	○※4	○	○	○
コージェネレーションシステム	△	○※4	○	○	○

○：要撮影、△：既設性能の型番・性能判定に利用する場合のみ、—：撮影不要

※1 空調の室外機や照明等の設置後の銘板写真など、設置設備によっては工事完了後には撮影が困難となる場合がありますので、必要に応じて工事前・工事中に撮影を行う等の対応を行うよう、十分ご注意ください。

※2 申請要件を満たす省エネ設備等の関連設備が確認できるものとしてください。

(BELS 評価書の写しにおいて、建設住宅性能評価として認定を取得している場合を除く)

※3 交付申請時に建築予定地の写真、実績報告時に完成写真を提出ください。

※4 交付申請額に撤去費を含む場合は交付申請時に、含まない場合は実績報告時に提出ください。

カ 脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」での事例紹介について

脱炭素先行地域は、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現するとともに、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域です。2050年カーボンニュートラルに向けて、当該モデルを京都市内はもとより全国に波及させるため、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」等では、本補助金を活用した設備導入等の事例を紹介しています。補助金交付後に同ポータルサイトに設備導入等についての事例紹介を掲載しますので、ご協力をお願いします。

※ 「脱炭素京都」はこちら→<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/>

(4) 提出期限（一部再掲）

ア 事業着手

事業着手とは、相手方（補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者）との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。

イ 事業完了

事業完了とは、工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

ウ 提出期限

(ア) 実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は令和9年2月12日(金)のいずれか早い期日

(イ) 請求書

補助金交付額決定通知書（第16号様式）を受け取った日から14日以内

(ウ) その他

a 変更申請

以下のいずれかに該当する変更を行おうとしたとき

- ・補助金の交付予定額の増減を伴う変更
- ・補助対象設備の数量の増減を伴う変更

※ 例えば、申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受け取っている必要があります。

b 廃止申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和9年2月12日(金)まで

c 取下げ（交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合）

交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日を経過した日まで

d 自家消費割合の報告（太陽光発電設備（オンサイト）のみ）

事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日まで

※ 令和8年度に補助金の交付を受けた場合、令和10年7月31日まで

(5) その他の手続

ア 事前着手届

やむを得ない事由により、事業開始承認通知前に補助対象事業を実施しようとする場合は、事業開始承認申請時から市長の確認の完了（提出書類の不備がないことを確認したとき）までに事前着手届（第2号様式）を市長に提出してください。なお、本届出の提出をもって補助金の交付決定等が保証されるものではありません。

補助金の交付決定又は事業開始承認通知がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てることはできず、本届出をもって補助金の交付決定等がなされない場合があることを十分に理解した上で事業に着手するようにしてください。

イ 代理受領申請

原則として、補助金の申請手続きと同時に代理受領事前届出書（第22号様式）を市長に提出してください。遅くとも「実績報告書」を提出する2週間前までには手続きが必要です。これを受けて、代理受領事前届出確認通知書（第23号様式）を申請者に通知します。

補助金額決定後に市に補助金を請求する際、代理受領に係る委任状(第27号様式)を提出して下さい。この委任状をもって、補助金を直接事業実施者へ支払います。

届出確認通知前に代理受領を取り下げたい場合は、メール等の記録に残る形で申請受付窓口まで取り下げたい旨をお知らせください。届出確認通知後に代理受領を取り下げたい場合は、代理受領事前届出取下届（第24号様式）を提出してください。申請内容に変更があった場合は、すみやかに代理受領変更届（第25号様式）を提出してください。補助金の申請そのものを取り下げたり、工事を中止したりした場合は、自動的に代理受領も取り下げられたこととなります。

ウ 変更承認申請

補助金の交付予定額の増減又は補助対象設備の数量の増減を伴う変更を行おうとする場合は、予め*変更承認手続きを行う必要がありますので、変更承認申請書（第9号様式）に以下の書類を添えて提出してください。

※ 申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受け取っている必要があります。

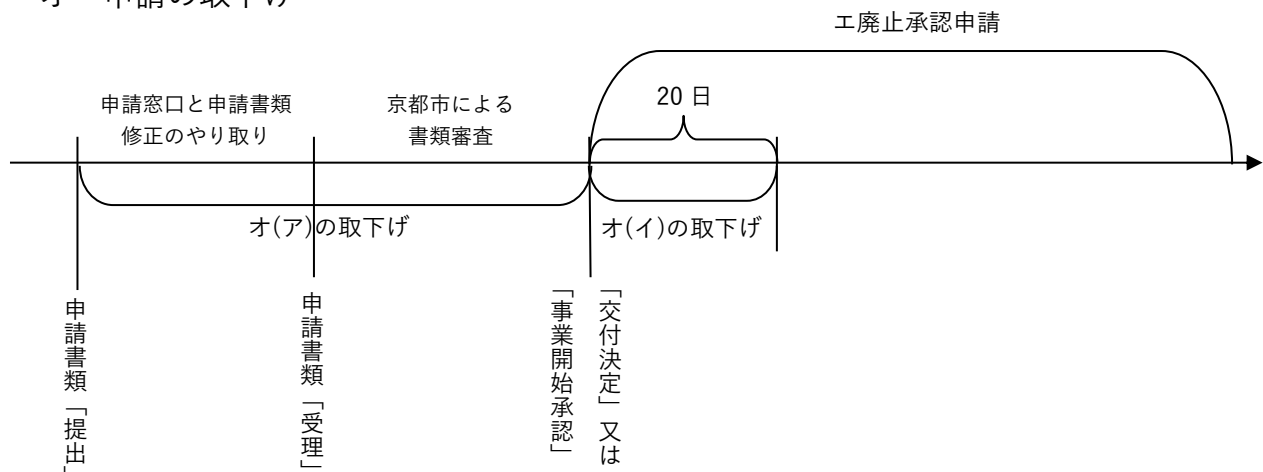
【添付書類】

- ・ 交付申請時に提出した添付書類のうち変更予定のもの

エ 廃止承認申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとする場合*は、廃止承認手続きを行う必要がありますので、補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和9年2月12日（金）までの期間に廃止承認申請書（第12号様式）を提出してください。

オ 申請の取下げ



(ア) 交付申請書、事業開始承認申請書又は事前着手届の交付決定前又は事業開始承認前までの期間に申請を取り下げたい場合

⇒メール等の記録が残る方法で申請受付窓口まで取り下げたい旨をお知らせください。

(イ) 交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合

⇒交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内^{*}に交付申請取下書(第8号様式)を提出してください。

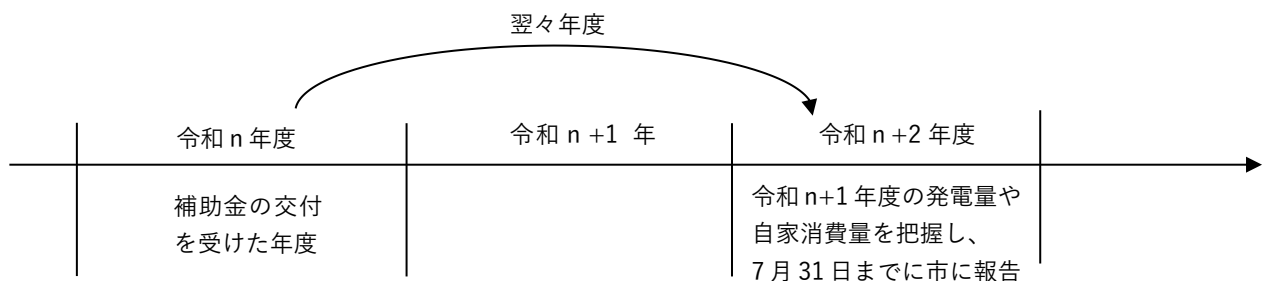
※ それ以降に申請を取り下げたい(取りやめたい)場合は、10(2)の「廃止承認申請」の手続を行ってください。

カ 自家消費割合の報告(太陽光発電設備(オンサイト)のみ)

太陽光発電設備(オンサイトのみ)に係る補助金の交付を受けた方は、事業の完了の属する年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書(第21号様式)に以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- ・発電量分かる資料
- ・自家消費量分かる資料



7 その他留意事項について

(1) 工事の法律・条例上の注意事項について

- ・ 京都市内は、多くの地域で景観の規制があり、手続が必要となる場合があります。工事に伴い屋根や外壁、窓・ドアの色等が変わる場合には、お住まいの地域の基準に合っているかご確認ください。なお、手続には時間を要しますので、余裕をもって手続をしてください。詳しくは、書類作成の手引き P20-24 をご確認ください。また、京都市役所 都市計画局 景観政策課 都市デザイン担当（222-3474）又は風致保全課（222-3475）にご相談ください。
- ・ 文化遺産群の場合で、工事対象施設が史跡名勝等の指定地に該当する場合、現状変更（補助対象設備に係る工事等）をしようとするときは手続が必要となる場合があります。詳しくは、書類作成の手引き P25-26 をご確認ください。また、京都市役所 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課（222-3130）にご相談ください。
- ・ 上記手続には時間を要しますので、余裕をもって手続をしてください。
- ・ その他、工事にあたっては、関連する法令を十分確認のうえ行ってください。

(2) 工事にあたって、関係者への確認について

- ・ 工事を行う住宅を複数の者で共有している場合には、共有者全員の同意を得てください。

(3) 補助金の併用について

- ・ 同一の設備に対して、本補助金以外の国費が充当されている補助制度（国の予算による補助制度）から補助を受けることはできません。
- ・ 本補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とします。

(4) 京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて

- ・ 京都市が申請者へ送付する文書（交付決定通知書、交付額決定通知書、事業開始承認通知書等）について、押印を省略しています。
- ・ 申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。
- ・ 押印を行わない文書については、電子メールにより送付いたします（申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス（共用メールアドレスの場合は、1 アドレス）へご送付いたします）ので、電子メールを受信されましたら、受信した旨の簡潔なメールをご返信ください。なお、押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当室の担当者の氏名、連絡先を明記いたしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(5) 取得財産等の処分について

- 本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要があります。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む。）こと等をいいます。

表6 補助対象設備ごとの処分制限期間^{※1}

補助対象設備		処分制限期間	
太陽光発電設備		17年	
蓄電池		6年	
エネルギーマネジメントシステム		15年	
充放電設備		15年	
ZEH、ZEH+	木造	22年	
	鉄骨鉄筋コンクリート造	47年	
ZEH-M		47年	
高効率空調機器 ^{※2}	器具及び備品（家庭用）		6年
	建物附属設備 （業務用）	冷凍機出力 22kW 以下	13年
		その他	15年
高機能換気設備		15年	
高効率照明機器		15年	
高効率給湯機器		6年	
コージェネレーションシステム		15年	

※1 建物の構造または用途によっては個別の判断が必要な場合があります。法定耐用年数に関しては、所轄の税務署にお問合せください。

※2 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプのエアコンディショナーであっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当します。

(6) アンケートについて

- 京都市の必要に応じて、補助対象事業の実施に関するアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(7) 銀行口座について

- 申請者が法人の場合、補助金を振り込む銀行口座は法人名義である必要があります（※代表役員名は省略可）。代表役員の個人名義等ではお支払いできませんのでご注意ください。

8 提出書類と確認事項

(1) 交付申請時

提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
【共通】		
<input type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 有効期限内のもの ※住民票、現在事項又は履歴事項証明書の写しの場合、発行後3箇月以内のもの。	
	【個人】 住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等 ※氏名及び住所が確認できること。 ※マイナンバーが記載されているものは該当箇所を隠してください。	
	【法人】 現在事項又は履歴事項証明書の写し等 ※以下の内容が確認できること。 <input type="checkbox"/> 商号又は名称 <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 代表者の職名及び氏名	
<input type="checkbox"/> 付近見取図 （任意様式）	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の所在地が容易に特定できるもの <input type="checkbox"/> 設置場所又は建築物の所在地の景観等規制、史跡等規制が分かる資料 ※史跡等規制は文化遺産での申請のみ	P14
<input type="checkbox"/> 見積書 （任意様式）	<input type="checkbox"/> 同条件で2者以上の見積書を取得している（ZEH、ZEH+は相見積不要） <input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 ※（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている。 <input type="checkbox"/> 工事等の実施場所所在地が記載されている <input type="checkbox"/> 補助対象経費と補助対象外経費の別がわかる	P4-7
	【採用分】 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の合計金額が相見積よりも安価である（補助対象設備ごとに比較） <input type="checkbox"/> 見積内訳の各行が別紙2のどの費目（細分）に該当するかわかる（値引き額についても同様） <input type="checkbox"/> 補助の対象となる工事の種類ごとの工事費が分かるよう、見積書の項目は工事の種類ごとに分かれており、複数設備に係る費用及び値引き額については適切に按分されている	

	<input type="checkbox"/> 補助の対象となる工事に要する費用の合計がわかる <input type="checkbox"/> 消費税などが除かれ記載されている <input type="checkbox"/> メーカー名、商品名、施工面積を記載し、計画図面や写真に記載する番号等と対応させて、わかりやすく整理されている ※補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に要する費用は値引き分を引いた費用となります。	
<input type="checkbox"/> CO2削減量計算書	<input type="checkbox"/> 補助対象設備ごとにCO2削減効果がある <input type="checkbox"/> 算定に用いた性能値がカタログ等と一致 ※太陽光発電設備と合わせて導入する蓄電池、充放電設備については提出不要です。効果促進事業については任意様式となります。	様式欄外
<input type="checkbox"/> 予定工程表 (任意様式)	以下の実施予定時期がわかるもの <input type="checkbox"/> 契約予定日 <input type="checkbox"/> 工事予定期間 <input type="checkbox"/> 支払予定日 <input type="checkbox"/> 引渡予定日 (ZEH、ZEH+、ZEH-Mのみ)	P8
<input type="checkbox"/> 電力需要計算書 (別紙4) ※三宅市営住宅跡地エリア、伏見工業高等学校等跡地エリアに該当する対象者及び、市長が別に定める事業者を除く。		様式欄外
<input type="checkbox"/> 交付申請用チェックシート		
<input type="checkbox"/> 事業開始承認通知の写し ※前年度に事業開始承認通知を受けた場合のみ。		
<input type="checkbox"/> 事前着手届 (第2号様式) ※申請から交付決定までの間にやむを得ない事由より事業に着手せざるを得ない場合のみ。 ※事前着手届の提出をもって、補助金の交付決定等が保証されるものではありませんのでご留意ください。		様式欄外
<input type="checkbox"/> 代理受領事前届出書 (第22号様式) ※代理受領制度の利用を希望する場合のみ。		様式欄外
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。		-
【太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、充放電設備、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム】 共通		
<input type="checkbox"/> 事業費内訳書 (別紙2)		様式欄外
<input type="checkbox"/> 仕様書、カタログ等 (任意様式)	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の型番や仕様がわかる <input type="checkbox"/> 見積書と型番や仕様が一致 <input type="checkbox"/> 複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が容易に判別できるよう該当部分が明示されている	
<input type="checkbox"/> 撤去設備の型番及びCO2削減効果の算定に用いた値がわかる資料 ※設備更新の場合のみ。銘板写真を利用する場合は別に掲載の「写真台帳」をご利用ください。		

<input type="checkbox"/> 建物登記等	<input type="checkbox"/> 発行後3箇月以内のもの <input type="checkbox"/> 補助対象設備を設置する建築物の所有者がわかる登記事項証明書の写し等 ※建築物以外の場所に補助対象設備を設置する場合は提出不要です。 ※新築予定の建築物などで未登記の場合は、代替資料として、設置場所の土地登記の写し（発行後3箇月以内のもの）をご提出ください。 ※宗教法人で建物登記を提出できない場合、毎会計年度終了後三月以内に京都府に提出されている財産目録の写しをご提出ください。	
<input type="checkbox"/> 設置図等 (任意様式)	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所がわかる <input type="checkbox"/> 補助対象設備と補助対象外設備の別がわかる <input type="checkbox"/> CO2削減量計算書等の書類と突合できるよう、導入設備にわかりやすく付番されている	P8
	【高効率空調機器】 <input type="checkbox"/> 室内機・室外機両方の設置場所及び、それぞれの室内機と室外機の組み合わせがわかる	P8
	【高効率照明機器】 <input type="checkbox"/> 調光制御機能を有する機器の設置場所とその機器で制御する範囲がわかる	P8
	【撤去費を補助対象経費に含める場合】 <input type="checkbox"/> 撤去前設備の設置場所がわかる	P8
<input type="checkbox"/> 撤去前写真 ※設備の更新において撤去費を補助対象経費に含める場合のみ。 ※別に掲載の「写真台帳」をご利用ください。	P19	
<input type="checkbox"/> 設備導入に関する同意書（別紙5） ※申請者、補助対象設備等の使用者及び設置場所所有者が同一でない場合のみ。	様式欄外	
<input type="checkbox"/> 設置施設に関する同意書（別紙6） ※申請者と設置場所所有者が同一でない場合や、設置場所が共有名義の場合のみ。	様式欄外	
【太陽光発電設備】		
<input type="checkbox"/> 年間の想定発電量及び想定自家消費量の算定根拠資料 (任意様式)	<input type="checkbox"/> 算定に用いた設備容量等がカタログ等と一致 ※別に掲載の「自家消費量計算書」を参考にしてください。	P17
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備から電力供給可能であることがわかる資料 (システム系統図、単線結線図等) ※蓄電池、充放電設備を合わせて導入する場合のみ。		

<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	以下の要件を満たすことがわかるもの <input type="checkbox"/> 発電容量が更新前後で増加していること <input type="checkbox"/> 既設太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること ※太陽光発電設備を更新する場合で、なおかつ、撤去費を補助対象経費に含める場合のみ。	
【蓄電池】		
<input type="checkbox"/> パッケージ型番が SII に登録されていることが分かる資料（任意様式） ※家庭用蓄電池を導入する場合のみ	P15	
<input type="checkbox"/> 既設太陽光発電設備の出力、年間発電量及び年間自家消費率が分かる資料（任意様式） ※蓄電池を既設の太陽光発電設備に接続する場合のみ。		
【エネルギーマネジメントシステム】		
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	以下のいずれかの要件を満たすことがわかるもの <input type="checkbox"/> 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること <input type="checkbox"/> システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること	
【充放電設備】		
<input type="checkbox"/> 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる資料	P18	
【高機能換気設備】		
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	以下の要件を満たすことがわかるもの <input type="checkbox"/> 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること <input type="checkbox"/> 必要換気量（毎時 30 m ³ 以上/人）を確保していること <input type="checkbox"/> 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること	
【高効率照明機器】		
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	以下のいずれかの機能を有する LED であることがわかるもの <input type="checkbox"/> スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する <input type="checkbox"/> 明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する <input type="checkbox"/> 在/不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する	

【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム】共通		
□CO2削減量計算書に記入した根拠資料となる、「エネルギー消費性能計算プログラム住宅版」の計算結果（既存設備、新設設備の双方）		様式欄外
【コージェネレーションシステム】		
□要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	□都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることがわかる資料	
【ZEH、ZEH+】		
□関係図面（例：平面図、立面図、機器配置図）又はこれに代わるもの		
□登記事項証明書（土地）	□発行後3箇月以内のもの □登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを証する書類	
□設備導入等に関する同意書（別紙5） ※申請者、申請する住宅の利用者及び所有者が同一でない場合のみ		様式欄外
□設置施設に関する同意書（別紙6） ※申請者と設置場所所有者が同一でない場合や、設置場所が共有名義の場合のみ。		様式欄外
□事業着手前の建築予定地の写真	□以下を記入した「着手前写真ボード」が映り込んでいるもの □工事名称 □撮影日 □撮影者名 □異なるアングルから2枚以上撮影しているもの ※交付決定前の事前着手が求められている場合又は新築建売戸建住宅の購入予定者が申請者となる場合は提出不要です。	
□要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	□外皮性能がわかる □設計一次エネルギー消費量がわかる ※再エネ等を除いた場合の消費量及び再エネ等を加えた場合の消費量のいずれも確認できること。 □太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入することがわかる	
【ZEH+の選択要件として電気自動車を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備を選択した場合】		
□仕様書、カタログ等	□充電設備又は充放電設備の仕様が分かる □見積書と型番や仕様が一致 ※複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が簡易に判別できるように該当部分を囲うなどしてください。	
□再エネ発電設備から電力供給可能であることがわかる資料（システム系統図及び単線結線図等）		
□配置図	以下が判別できるもの □電気自動車の保管（充電）場所 □コンセントの設置位置	

【ZEH-M】		
<input type="checkbox"/> 関係図面（例：建物案内図、建物概要、各階平面図、建物立面図、建物配置図、断面図又は矩形図、機器配置図、共用部の蓄電池に係るシステム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの		
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（土地）	<input type="checkbox"/> 発行後 3 箇月以内のもの <input type="checkbox"/> 申請するマンションの住所が確認できる <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることがわかる	
<input type="checkbox"/> 設備導入等に関する同意書（別紙 5） ※申請者、申請する住宅の使用者及び所有者が同一でない場合のみ。		様式欄外
<input type="checkbox"/> 設置施設に関する同意書（別紙 6） ※申請者と設置場所所有者が同一でない場合や、設置場所が共有名義の場合のみ。		様式欄外
<input type="checkbox"/> 事業着手前の建築予定地の写真	<input type="checkbox"/> 以下を記入した「着手前写真ボード」が映りこんでいるもの <input type="checkbox"/> 工事名称 <input type="checkbox"/> 撮影日 <input type="checkbox"/> 撮影者名 <input type="checkbox"/> 異なるアングルから 2 枚以上撮影しているもの ※交付決定前の事前着手が求められている場合は提出不要です。	
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	<input type="checkbox"/> 外皮性能がわかる <input type="checkbox"/> 設計一次エネルギー消費量がわかる ※再エネ等を除いた場合の消費量及び再エネ等を加えた場合の消費量のいずれも確認できること。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入することがわかる	
	<input type="checkbox"/> 対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録し提供する必要がある旨を、不動産売買契約に付随する重要事項説明書に記載していることがわかる	
	<input type="checkbox"/> 住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるよう、各々又は共同で、計測データをもとにした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有することがわかる	
	<input type="checkbox"/> 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及び ZEH-M マークを明示していることがわかる	
<input type="checkbox"/> 交付事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有することがわかる（直近分の決算書、組織・人員配置図、事業計画書等）		

【効果促進事業】		
<input type="checkbox"/> 事業費内訳書（別紙2）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 事業内容を把握できる書類	<input type="checkbox"/> 事業名 <input type="checkbox"/> 事業の目的 <input type="checkbox"/> 事業の概要	

(2) 実績報告時

提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
【共通】		
<input type="checkbox"/> 実績報告書（第15号様式）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 契約書の写し （任意様式）	<input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 <input type="checkbox"/> （法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている <input type="checkbox"/> 本人確認書類（登記事項証明書等）に記載の内容と一致 <input type="checkbox"/> 契約相手方が採用した見積書の作成者と一致 <input type="checkbox"/> 契約内容の内訳がわかり、採用した見積書の内容と一致 ※契約内訳書等を別添する場合、契約案件名、作成日（契約日以降の日付）、作成者を記載ください。 ※契約書に「●月●日付見積の通り」等の記載があり当該見積書を特定できる場合、申請時に提出した見積書を契約内訳がわかる資料として再提出ください。	P27
<input type="checkbox"/> 支出を証する書類の写し （任意様式）	<input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 <input type="checkbox"/> （法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている <input type="checkbox"/> 本人確認書類（登記事項証明書等）に記載の内容と一致 <input type="checkbox"/> 作成者が契約相手方と一致 <input type="checkbox"/> 領収金額が契約金額と一致	P27
<input type="checkbox"/> サービス料金から補助金額相当分が控除されていることを証する書類 ※補助対象設備をPPAで導入した場合のみ。		
<input type="checkbox"/> リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証する書類 ※補助対象設備をリースで導入した場合のみ。		
<input type="checkbox"/> 導入した設備等を耐用年数期間満了まで使用することが分かる書類 ※補助対象設備をPPA又はリースで導入した場合のみ。		
<input type="checkbox"/> 再エネ100%電力への切替を証する書類 （任意様式）	以下の内容がわかるもの <input type="checkbox"/> 契約先の小売電気事業者名 <input type="checkbox"/> 契約したプラン名 <input type="checkbox"/> 契約日 <input type="checkbox"/> 契約者名 <input type="checkbox"/> 受電場所住所	P29
<input type="checkbox"/> 実績報告用チェックシート		

<input type="checkbox"/> 交付申請時に提出したもののから変更があった書類 ※変更申請を行っている場合は、変更申請時から変更がなければ再提出は不要です。		
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。		
【太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、充放電設備、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム】 共通		
<input type="checkbox"/> 工事内容を証する書類の写し（例：メーカー・販売店・卸売事業者が発行する納品書又は出荷証明書、保証書） ※納品書又は出荷証明書の場合、案件名（申請者名・工事場所住所等）の記載がされていること。また、内容に黒塗り等の処理をしないこと。 ※保証書の場合、すべての補助対象設備が納品されたことが分かること。（例えば、高効率空調設備の場合、室内機・室外機両方の型番等の記載が必要です。）	P27	
<input type="checkbox"/> 設備等の写真 （写真台帳）	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> 設備を導入した建物の外観写真 ※脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」での事例紹介等に使用させていただきます。 <input type="checkbox"/> 設置後写真 ※いずれも本体のほか、各々の銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 注意 <u>照明機器の銘板や空調機器（室外機）の銘板写真などは工事中でないと撮影できないものもあるため、忘れずに撮影すること。</u> </div> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> 【太陽光発電設備】 </div> </div> <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール ※全てのモジュールが確認できること。また、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真を代表で1枚提出すること。 ※複数箇所に設置することで複数枚にわたる場合、撮影場所や撮影方向を図示した設置図を別添する等、判別できるようにしてください。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ ※パワコン本体のほか、銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること。 <input type="checkbox"/> 以下の内容を記載した標識 ※屋根置き等又は20kW未満の場合は不要 <input type="checkbox"/> 交付対象事業者の名称、代表者氏名、連絡先電話番号 <input type="checkbox"/> 保守点検責任者の名称、氏名、連絡先電話番号 <input type="checkbox"/> 運転開始年月日 <input type="checkbox"/> 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨	P28

	<p>【蓄電池】</p> <p><input type="checkbox"/>蓄電池本体 <input type="checkbox"/>パワーコンディショナ</p> <p><input type="checkbox"/>蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ</p> <p>※いずれも本体のほか、各々の銘板（工事内容を証する書類に記載の型番が記載されているもの）の写真も提出すること。</p>	
	<p><input type="checkbox"/>導入前の設備外観写真</p> <p>※機器又は設備を更新する場合のみ</p> <p>※撤去費用の計上等の理由で申請時に導入前写真を提出している場合、申請時の内容と整合が取れていること。</p> <p>注意</p> <p>機器又は設備撤去前に忘れずに撮影すること。</p>	
【太陽光発電設備】		
<p><input type="checkbox"/>系統連携申込書の写し</p> <p>※売電する場合は売電契約書の写しを提出すること。</p>		
【ZEH、ZEH+】		
<p><input type="checkbox"/>BELS 評価書の写し</p>	<p><input type="checkbox"/>交付申請時に示した ZEH ランクの省エネ性能表示を取得していることが確認できる</p>	
<p><input type="checkbox"/>完成写真</p>	<p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/>住宅外観全体の写真</p> <p><input type="checkbox"/>高断熱外皮の写真</p> <p><input type="checkbox"/>窓 <input type="checkbox"/>床 <input type="checkbox"/>壁 <input type="checkbox"/>屋根 <input type="checkbox"/>玄関ドア</p> <p>※いずれも本体のほか、銘板等（型番や製品名が確認できるもの）の写真も提出すること。</p> <p>※床、壁、屋根は断熱材を敷設していることが分かるものとし、全ての施工面を撮影すること。</p> <p>※住宅性能評価において、建設住宅性能評価として認可を受けている場合は、その評価書を添付することで、外観全体の写真以外は不要とします。</p> <p>注意工事中でないと撮影できないものもあるため忘れずに撮影すること。</p> <p><input type="checkbox"/>関連設備の完成写真</p> <p><input type="checkbox"/>空調 <input type="checkbox"/>給湯 <input type="checkbox"/>換気</p> <p>※いずれも本体のほか、銘板等（型番や製品名が確認できるもの）の写真も提出すること。</p>	P28
	<p>【ZEH+で「HEMS による制御」を選択した場合】</p> <p>以下の内容がわかる HEMS 機器のモニター画面</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備の発電量</p> <p><input type="checkbox"/>以下の設備が HEMS と連携されていること</p> <p><input type="checkbox"/>住宅内の暖冷房設備 <input type="checkbox"/>給湯設備 <input type="checkbox"/>蓄電システム</p> <p><input type="checkbox"/>燃料電池 <input type="checkbox"/>充電設備又は充放電設備</p> <p>※設置する場合のみ。</p>	

	<p>【ZEH+で電気自動車の充電設備又は充放電設備の要件を選択した場合】</p> <p><input type="checkbox"/>充電設備又は充放電設備 ※いずれも本体のほか、銘板（型番が確認できるもの）の写真も提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/>分電盤 ※充電設備又は充放電設備専用の分岐。回路（＝専用回路）を設置していることが確認できること</p> <p><input type="checkbox"/>車庫</p>	
<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し		
<input type="checkbox"/> HEMSによる制御において、相互接続性を確立したことがわかる資料 ※ZEH+の選択要件で「HEMSによる制御」を選択した場合のみ		
【ZEH-M】		
<input type="checkbox"/> BELS 評価書の写し	<input type="checkbox"/> 住棟評価（ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented等）の省エネルギー性能評価の認証を取得していることが確認できる	
<input type="checkbox"/> 完成写真	<p><input type="checkbox"/>マンション外観全体の写真</p> <p><input type="checkbox"/>高断熱外皮の写真（専有部のみ） <input type="checkbox"/>窓 <input type="checkbox"/>床 <input type="checkbox"/>壁 <input type="checkbox"/>屋根 ※床、壁、屋根は断熱材を敷設していることが分かるものとし、全ての施工面を撮影すること。</p> <p><input type="checkbox"/>省エネ設備等の補助対象設備の写真 【専有部のみ対象】 <input type="checkbox"/>給湯 <input type="checkbox"/>コージェネレーションシステム 【共有部のみ対象】 <input type="checkbox"/>蓄電池 【共通】 <input type="checkbox"/>空調 <input type="checkbox"/>換気 <input type="checkbox"/>照明 <input type="checkbox"/>エネマネ ※いずれも本体のほか、銘板等（型番や製品名が確認できるもの）の写真も提出すること。 ※住宅性能評価において、建設住宅性能評価として認可を受けている場合は、その評価書を添付することで、外観全体の写真以外は不要とします。</p> <p>注意 <u>工事中でないと撮影できないものもあるため忘れずに撮影すること。</u></p>	P28
<input type="checkbox"/> 工事内容を証する書類の写し（例：メーカー・販売店・卸売事業者が発行する納品書又は出荷証明書、保証書） ※ 高断熱外皮、省エネ設備等の補助対象設備に係るもの		P27
<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し		
【効果促進事業】		
<input type="checkbox"/> 定量的な CO2 削減効果分かる資料		
<input type="checkbox"/> 事業の実施風景等が確認できる写真		

(3) 請求

提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 請求書（第17号様式）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	<input type="checkbox"/> 通帳の表紙 <input type="checkbox"/> 以下が確認できる見開き等のページ <input type="checkbox"/> 補助金振込先の口座名義人（フリガナ） <input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 店名 <input type="checkbox"/> 預金の種類 <input type="checkbox"/> 口座番号	
<input type="checkbox"/> 代理受領に係る委任状（第27号様式） ※補助金の受領を実施事業者に委任する場合のみ。		様式欄外

(4) 事業開始承認申請時

提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 事業開始承認申請書（第5号様式）		様式欄外
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 有効期限内のもの ※住民票、現在事項又は履歴事項証明書の写しの場合、発行後3箇月以内のもの 【個人】 住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等 ※氏名及び住所が確認できること ※マイナンバーが記載されているものは該当箇所を隠してください。 【法人】 現在事項又は履歴事項証明書の写し等 ※以下の内容が確認できること <input type="checkbox"/> 商号又は名称 <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 代表者の職名及び氏名	
<input type="checkbox"/> 見積書 （任意様式）	<input type="checkbox"/> 宛名が交付申請書（第1号様式）に記載の申請者と一致 ※（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名まで記載されている。 <input type="checkbox"/> 工事等の実施場所所在地が記載されている ※ 採用見積のみを提出してください。なお、交付申請時には、同条件で2者以上の見積書の提出が必要ですので忘れずに取得してください。（ZEH、ZEH+は相見積不要）	P4-7
<input type="checkbox"/> CO2 削減量計算書	<input type="checkbox"/> 補助対象設備ごとにCO2削減効果がある <input type="checkbox"/> 算定に用いた性能値がカタログ等と一致 <input type="checkbox"/> 撤去設備の型番やCO2削減効果の算定に用いた値がわかる資料が添付されている ※太陽光発電設備と合わせて導入する蓄電池、充放電設備については提出不要です。	様式欄外

	※効果促進事業については任意様式となります。	
□予定工程表 (任意様式)	以下の実施予定時期がわかるもの □契約予定日 □工事予定期間 □支払予定日 □引渡予定日 (ZEH、ZEH+、ZEH-Mのみ)	P8
□事業開始承認申請用チェックシート		
□その他市長が必要と認める書類等 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。		
【太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、充放電設備、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム】 共通		
□仕様書、カタログ等 (任意様式)	□補助対象設備の型番や仕様がわかる □見積書と型番や仕様が一致 □複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が容易に判別できるよう該当部分が明示されている。	
□建物登記等	□発行後3箇月以内のもの □補助対象設備を設置する建築物の所有者がわかる登記事項証明書の写し等 ※建築物以外の場所に補助対象設備を設置する場合は提出不要です。 ※新築予定の建築物などで未登記の場合は、代替資料として、設置場所の土地登記の写し(発行後3箇月以内のもの)をご提出ください。 ※宗教法人で建物登記を提出できない場合、毎会計年度終了後三月以内に京都府に提出されている財産目録の写しをご提出ください。	
□設置図等 (任意様式)	□補助対象設備の設置場所がわかる □補助対象設備と補助対象外設備の別がわかる	P8
	【高効率空調機器】 □室内機・室外機両方の設置場所及び対応がわかる	P8
	【高効率照明機器】 □調光制御機能を有する機器の設置場所とその機器で制御する範囲がわかる	P8
【ZEH、ZEH+】		
□関係図面 (例：建物案内図、建物概要、各階平面図、建物立面図、建物配置図、断面図又は矩形図、機器配置図、共用部の蓄電池に係るシステム系統図及び単線結線図等) 又はこれに代わるもの		
□登記事項証明書 (土地)	□発行後3箇月以内のもの □登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを証する書類	

<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	<input type="checkbox"/> 外皮性能がわかる <input type="checkbox"/> 設計一次エネルギー消費量がわかる ※再エネ等を除いた場合の消費量及び再エネ等を加えた場合の消費量のいずれも確認できること <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入することがわかる	
【ZEH-M】		
<input type="checkbox"/> 関係図面（例：建物案内図、建物概要、各階平面図、建物立面図、建物配置図、断面図又は矩形図、機器配置図、共用部の蓄電池に係るシステム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの		
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（土地）	<input type="checkbox"/> 発行後3箇月以内のもの <input type="checkbox"/> 申請するマンションの住所が確認できる <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを証する書類	
<input type="checkbox"/> 要件を満たすことがわかる資料（任意様式）	<input type="checkbox"/> 外皮性能がわかる <input type="checkbox"/> 設計一次エネルギー消費量がわかる ※再エネ等を除いた場合の消費量及び再エネ等を加えた場合の消費量のいずれも確認できること <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入することがわかる	
	<input type="checkbox"/> 対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録し提供する必要がある旨を、不動産売買契約に付随する重要事項説明書に記載していることがわかる	
	<input type="checkbox"/> 住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるよう、各々又は共同で、計測データをもとにした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有することがわかる	
	<input type="checkbox"/> 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及びZEH-Mマークを明示していることがわかる	

(5) その他の手続

変更の手続きについて		
提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 変更承認申請書 (第9号様式)	<p>申請時の交付申請額及び設備の数量に変更が生じる場合は、変更に係る工事着手前に変更の手続きが必要です。不明な点があれば、変更前に補助金事務局までご相談ください。</p> <p>※変更申請が不要な軽微な変更がある場合は、完了時の実績報告書の記入欄に変更内容を記入してください。</p> <p>例：交付申請額が変わらないサイズ等の変更、引越し等の申請者の住所の変更、工事施工者の変更 など</p>	様式欄外
<input type="checkbox"/> 変更の内容が分かる資料 (任意様式)	<p>工事の変更内容が分かるよう、事業費内訳書 (別紙2)、見積書、関係図面など必要な書類を添付してください。</p>	
廃止の手続きについて		
提出書類と確認事項		書類作成の手引き等
<input type="checkbox"/> 廃止承認申請書 (第10号様式)	<p>改修工事を中止するなど補助金の交付申請を取りやめる場合は必ず提出してください。</p>	